

○喬木村最低制限価格制度実施要領

平成29年12月19日

告示第26号

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）及び喬木村財務規則（昭和58年喬木村規則第2号）第108条の規定により、喬木村が実施する一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に最低制限価格を設けることについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、競争入札による請負契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする制度をいう。

(対象入札)

第3条 最低制限価格制度の対象とする入札（以下「対象入札」という。）は、予定価格が200万円を超える競争入札に付する建設入札（建築物等の解体及び撤去に関するものを含む。）及び予定価格が100万円を超える競争入札に付する業務委託とする。ただし、対象入札の性質、目的その他特別の理由により村長が認めた場合は、最低制限価格制度を適用しないことができる。

(建設工事の最低制限価格の設定)

第4条 建設工事の最低制限価格は、対象入札ごとに、次の各号に掲げる予定価格の算出の基礎となった額に、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合算額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接入札費 10分の9.7
- (2) 共通仮設費 10分の9
- (3) 現場管理費 10分の9
- (4) 一般管理費 10分の6.8

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に必要があると認めるときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内の額で最低制限価格を設定することができる。

(業務委託の最低制限価格の設定)

第5条 業務委託の最低制限価格は、対象入札ごとに、予定価格の算出の基礎となった額に10分の6から10分の8.5までの範囲において村長が定める割合を乗じて得た額に、100分の110を乗じて得た額とする。

(予定価格調書への記載)

第6条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合においては、当該競争入札の予定価格調書へ最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を記載するものとする。

(入札者への周知)

第7条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合においては、入札の公告又は指名競争入札通知書(以下「通知等」という。)に、次の各号に掲げる事項についての記載を行うとともに、当該競争入札の執行に当たり当該競争入札が最低制限価格制度の適用があることを宣言するものとする。

(1) 政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設定していること。

(2) 最低制限価格を下回った入札を行った者(以下「失格者」という。)は落札者とならないこと。

(3) 失格者は、当該入札に係る落札者がいない場合における再度の入札に参加できないこと。

2 第3条ただし書の規定により最低制限価格制度を適用しない競争入札を行うときは、通知等に当該競争入札が最低制限価格を設定していないことを明記するものとする。

(落札者の決定)

第8条 最低制限価格を設定した競争入札を行う場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、当該者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者として決定するものとする。

2 前項の場合において、最低制限価格を下回る価格の入札があったときは、最低制限価格を下回る入札があったことの宣言を行うものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年9月24日告示第3号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月17日告示第8号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日告示第32号）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日訓令第2号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。